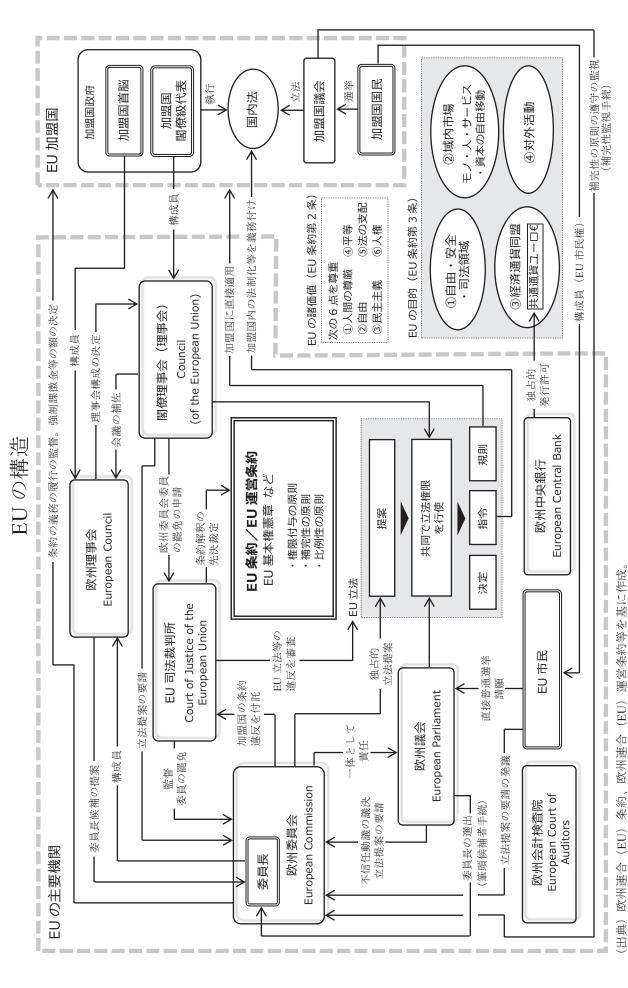
国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau National Diet Library

論題 Title	資料(EU の構造)
他言語論題 Title in other language	Basic Information on the EU (Structure)
著者/所属 Author(s)	
書名 Title of Book	岐路に立つ EU 総合調査報告書 (The European Union at the Crossroads)
シリーズ Series	調査資料 2017-3 (Research Materials 2017-3)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
刊行日 Issue Date	2018-03-20
ページ Pages	ii-iii
ISBN	978-4-87582-808-2
本文の言語 Language	日本語(Japanese)
キーワード keywords	EU、EU 諸機関
摘要 Abstract	EU 諸機関等の構造図

- * 掲載論文等は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰(めいせき)性等の観点からの審査を経たものです。
- * 意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。





『岐路に立つ EU 総合調査報告書』(調査資料2017-3) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2018.

主要用語解説

EN 諸機関等

欢州議会 (European Parliament)

EU市民の声を代表する立法機関の1つ。5年ごとの直接選挙により選出される751名の議員(議長1名を含む)が構成する。加盟国の議席数は、人口に比例して6~96議席となる。議長は議員の中から議員の投票により選出される(任期2年6か月、再選可)。

欧州理事会 (European Council)

EU 全体の政治的方針及び優先課題を決定する EU の政治的最高意思決定機関(ただし、立法権限を持たない)。加盟国首脳、欧州理事会議長、欧州委員会委員長により構成される。欧州理事会議長(常任議長)は、欧州理事会により選出され(任期2年6か月、1回のみ再任可)、対外的代表として、首脳級の国際会合に参加する。

閣僚理事会 (Council (of the European Union))

加盟国の声を代表する立法機関の1つ。政策分野ごとに加盟国の各分野の閣僚級代表により構成される。外務理事会(外務・安全保障政策上級代表が議長を務める)を除き、議長国は、加盟国が半年ごとに輪番で担当する。「理事会」、「EU 理事会」とも訳される。

欧州委員会 (European Commission)

EU 共通の利益促進を目的とする行政機関。加盟国から独立した立場で政策の提案及びその執行を担うの独立した立場で政策の提案及びその執行を担う(共通外交安全保障政策 (CFSP)を除く)。加盟国1人ずつの委員 (任期5年、再任可)が構成員となり、合議体として活動する。委員長は、欧州議会選挙の結果を考慮して欧州理事会が欧州議会に提案し、欧州議会が承認する(筆頭候補者手続)。また、対外的代表として首脳級の国際会合に参加する(CFSPを除く)。

EU 司法裁判所 (Court of Justice of the European Union) 司法裁判所 (Court of Justice) 及び一般裁判所 (General Court) から成る。EU 法の番人として、加盟国、EU 諸機関、自然人又は法人の行為を裁定する。加盟国の裁判所の要請により、EU 法の解釈等について先決裁定を下す。「欧州司法裁判所」とも訳される。

欧州中央銀行(European Central Bank: ECB)

EUの中央銀行として、共通通貨ユーロを管理し、物価の安定維持を目的に EUの金融政策を実施する。

欧州会計検査院(European Court of Auditors)

ED の会計検査を行う監査機関。各加盟国1人の国民により構成され、独立して職務を遂行する。

外務·安全保障政策上級代表(High Representative of

the Union for Foreign Affairs and Security Policy) 外務大臣に相当。欧州対外活動庁 (European External Action Service) が上級代表の活動を補佐する。なお、 共通外交安全保障政策は、上級代表が閣僚理事会に 発議し、上級代表及び加盟国が実施する。同政策は 「立法」の対象から除外され、欧州委員会は、同政策 の発議権を持たない。

EU市民

加盟国の全ての国民は、EUからEU市民権を付与される。EU市民は、一定の要件の下、欧州委員会に対し立法提案の要請の発議を行うことができる(EU市民発案)。

EU に関する概念等

EU 条約/EU 運営条約(以下「両条約」)

EUの設立根拠である。加盟国は、共通の目的を達成するため、両条約の下で、EUに加盟国に関する権限を付与する。両条約の変遷や内容の詳細は、資料「EUの条約」を参照。

権限付与の原則 (principle of conferral)

EDは、加盟国から付与された権限の範囲内に限定して活動するという原則。 両条約により ED に付与されていない権限は、加盟国に留保される。

補完性の原則 (principle of subsidiarity)

ある活動について、加盟国では十分に目的を達成できず、規模や効果に鑑みて、EU がより良く達成できる場合にのみ、EU は活動するという原則。

比例性の原則 (principle of proportionality)

30 の活動の内容と形式は、両条約の目的の達成に必

要とされる範囲を超えてはならないという原則。

M I I I

BUは、権限行使のため、規則、指令、決定等を採択する。規則は、法的拘束力を有し、全ての加盟国で直接適用される。指令は、達成されるべき結果について、加盟国を拘束するが、方式及び手段の選択を加盟国に委任する。決定は、法的拘束力を有し、名宛人を特定した場合、その名宛人のみを拘束する。

の諸価値

EUは、人間の尊厳、自由、民主主義、平等、法の支配、人権(少数者に属する人々の権利を含む)の尊重という諸価値を基礎とする。EUへの加盟には、これらの諸価値の尊重が前提とされる。

自由・安全・司法領域 (area of freedom, security and justice) EU が EU 市民に提供する領域であり、国境管理、庇護、移民、犯罪の防止・撲滅に関する適切な措置により人の自由移動が保障される。

域内市場 / 単一市場 (internal market / single market) モノ、人、サービス及び資本の自由移動が確保された域内国境のない領域から成る市場。域内市場は、均衡のとれた経済成長、物価安定、完全雇用、社会的進步を目指す高度に競争的な社会市場経済等を基礎とする持続可能な発展を EU にもたらすとされる。

経済通貨同盟(Economic and Monetary Union: EMU)EUの経済通貨統合プロセスであり、域内市場を補完し、加盟国間の経済政策の協調や共通通貨ユーロの導入、欧州中央銀行(ECB)の創設を含む。経済・通貨問題に関する EU 内の協力をつかさどる。

4. 4. 4. 4.

EUは、平和、安全保障、地球の持続可能な発展、人々の間の連帯と相互尊重、自由で公正な通商、貧困の撲滅と人権(特に子どちの権利)の保護、国際法(国際連合憲章を含む)の厳守とその発展に貢献すべく対外的に活動する。

(出典) 各種資料を基に作成。